

射水市教育委員会 1月定例会次第

日 時 平成31年1月25日(金)

1月臨時会終了後から

場 所 庁舎会議室202

1 会議録の承認

2 議案

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 射水市中央公民館条例施行規則の一部改正について | 資料1 |
| (2) 射水市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について | 資料2 |
| (3) 射水市新湊博物館条例施行規則の一部改正について | 資料3 |
| (4) 射水市体育施設条例施行規則の一部改正について | 資料4 |
| (5) 射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について | 資料5 |
| (6) 海竜スポーツランド条例施行規則の一部改正について | 資料6 |

3 協議事項

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 射水市中学校運動部活動の方針について | 資料7 |
|------------------------|-----|

4 各課等の連絡事項及び報告事項

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 教育委員会行事予定 | 資料8 |
|---------------|-----|

5 その他

主な事業の進捗状況等について

※ 次回教育委員会の開催日時について

2月定例会 2月28日(木) 午前10時00分から 本庁舎会議室401

議案第 2 号

射水市中央公民館条例施行規則の一部改正について

射水市中央公民館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように改正する。

平成 3 1 年 1 月 2 5 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第 1 号

射水市中央公民館条例施行規則の一部を改正する規則

射水市中央公民館条例施行規則（平成 2 2 年射水市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定により算出した使用料の額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第 6 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による還付の額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する行事	10割
2 市、教育委員会その他市の機関が共催する行事	5割
3 市長が特に必要と認める場合	5割又は10割でその都度市長が定める割合

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

様式第1号（別紙）

様式第2号（別紙）

様式第3号（別紙）

様式第4号（別紙）

様式第5号（別紙）

様式第6号（別紙）

様式第7号（別紙）

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

中央公民館使用許可申請書				
射水市教育委員会				年 月 日
申請者 団体名 代表者 住 所 電 話 () — 連絡者氏名 連絡先電話() —				
射水市中央公民館条例施行規則第2条の規定により、中央公民館を使用したいので申請します。				
使用目的				使用予定人数 人
使用日時	年 月 日 (曜日) 年 月 日 (曜日)		時 分から 時 分まで	
使用室名	室名	※使用料	室名	※使用料
	小計			円
使用する 付属設備等				※ 円
減免額	※ 円	使用料合計	※ 円	
備考				
※許可区分 許可・不許可	※許可年月日 年 月 日	※許可番号 第 号	※使用料納入年月日 年 月 日	

※印は記入しないでください。

様式第2号 (第3条関係)

中央公民館使用許可書			
			第 号
申請者 団体名 代表者 住 所 電 話 () — 連絡者氏名 連絡先電話() —			
次のとおり、 年 月 日付で申請のあった中央公民館の使用について許可します。			
			射水市教育委員会 印
使用目的			使用予定人数 人
使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
使用室名	室名	※使用料	室名
			小計
使用する 附属設備等			※ 円
減免額	※ 円	使用料合計	※ 円
許可条件	1 射水市中央公民館条例及び同施行規則を守ること。 2 施設、設備の使用に当たっては、丁寧に取り扱うこと。 3 使用後は、設備を原状に戻し、職員の点検を受けること。 4 その他()		
備考			

※印は記入しないでください。

様式第3号 (第4条関係)

中央公民館使用許可変更(取消し)申請書			
射水市教育委員会		年 月 日	
申請者 団体名 代表者 住 所 電 話 () — 連絡者氏名 連絡先電話() —			
射水市中央公民館条例施行規則第4条の規定により、中央公民館の使用許可の変更(取消し)を申請します。			
使用目的			
使用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
変更取消し別	変更 ・ 取消し		
変更後の使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
変更後の使用室名	室名	※使用料	室名
変更後の使用施設等			※ 円
減免額	※ 円	使用料合計	※ 円
変更(取消し)申請理由			
添付書類	使用許可書を添付する。		

※印は記入しないでください。

様式第4号 (第5条関係)

中央公民館使用料減免申請書				
射水市長		年 月 日		
		申請者 団体名 代表者 住 所 電 話 () — 連絡者氏名 連絡先電話() —		
射水市中央公民館条例施行規則第5条の規定により、次のとおり、中央公民館使用料の減免を受けたいので申請します。				
使用目的			使用予定人数	人
使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで			
使用室名	室名	※使用料	室名	※使用料
			小計	円
使用する 付属設備等				
使用料合計	※			円
申請理由				
減免額	減免の割合 ()			円
備考				

※印は記入しないでください。

様式第5号 (第5条関係)

中央公民館使用料減免決定通知書			
			第 号
申請者 団体名 代表者 住 所 電 話 () — 連絡者氏名 連絡先電話() —			
射水市立中央公民館条例施行規則第5条の規定により、 年 月 日付で申請のあった中央公民館の使用料減免を次のとおり許可します。			
年 月 日			射水市長 印
使用目的			使用予定人数 人
使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
使用室名	室名	※使用料	室名
	小計		円
使用する 付属設備等			※ 円
減免額	※ 円	使用料合計	※ 円
減免金額	減 免 の 割 合 ()	円	
備考			

※印は記入しないでください。

様式第6号 (第6条関係)

中央公民館使用料還付申請書				
射水市長		年 月 日		
		申請者 団体名 代表者 住 所 電 話 () — 連絡者氏名 連絡先電話() —		
年 月 日付、第 号で許可がありました射水市中央公民館の使用料については、次の理由により使用できませんでしたので前納した使用料の(全部・一部)を還付されるよう申請します。				
使用できなかった理由				
使用許可日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで			
使用許可室名	室名	※使用料	室名	※使用料
			小計	円
使用する 付属設備等				※ 円
減免額	※ 円	使用料合計	※ 円	
既納の使用料	円	還付申請額	円	
振込先	口座名 番号			
添付資料	使用料領収書・使用許可書			
〈記入上の留意事項〉 使用料の還付の基準は、次のとおりです。 1 使用者の責めに帰することができない事由により、使用することができなかつたときには、使用料の全額 2 使用者から、使用の取消し又は変更を願い出た場合において、相当の事由があると認められる場合においては、使用料の8割 3 その他市長において特別の事由があると認められる場合においては、使用料の8割 ※印は記入しないでください。				

様式第7号(第6条関係)

中央公民館使用料還付決定通知書				
				第 年 月 日 号
申請者 団体名 代表者 住 所 電 話 () — 連絡者氏名 連絡先電話() —				
年 月 日付、第 号で申請がありました射水市中央公民館の還付金については、射水市中央公民館条例施行規則第6条の規定により(全部・一部)を還付することを通知します。				
射水市長				印
使用できな かった理由				
使用許可日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで			
使用許可室名	室名	※使用料	室名	※使用料
			小計	円
使用する付属 設備等				※ 円
減免額	※ 円	使用料合計	※ 円	
既納の使用料	円	還付決定額	円	
振込先	金融機関名 口座名義 口座番号			
添付資料	射水市中央公民館使用許可書・射水市中央公民館使用料還付申請書			
備考				

※印は記入しないでください。

議案第 2 号

射水市中央公民館条例施行規則の一部改正について

(説 明)

使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、使用料の必要な見直しのため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 減免の規定を見直す。
- (2) 端数処理の規定を追加する。

2 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

射水市中央公民館条例施行規則(平成22年射水市教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請書は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の12か月前の月の初日から使用日の前日までの間に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りではない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 使用者は、前項の規定による還付を受けようとするときは、中央公民館使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>【別記1-2 参照】</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請書は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の12か月前の月の初日から使用日の前日までの間に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定による還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>3 使用者は、<u>第1項</u>の規定による還付を受けようとするときは、中央公民館使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>【別記1-1 参照】</p>

【別記1-1】

改正後（案）

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する行事	10割
2 市、教育委員会その他市の機関が共催する行事	5割
3 市長が特に必要と認める場合	5割又は10割でその都度市長が定める割合

【別記1-2】

現行

減免の範囲	減免の割合
市及び教育委員会が主催する行事	10割
市及び教育委員会が共催する行事	5割
市長が特別な理由があると認める場合	5割又は10割でその都度市長が定める割合

議案第 3 号

射水市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

射水市生涯学習センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 31 年 1 月 25 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第 2 号

射水市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

射水市生涯学習センター条例施行規則（平成 28 年射水市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条中「様式第 1 号から様式第 4 号まで」を「様式第 1 号から様式第 6 号まで」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条中「における第 5 条」の次に「及び第 6 条」を、「含む。）」の次に「及び第 6 条（見出しを含む。）」を加え、同条を第 10 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 5 条第 2 項中「様式第 4 号」を「様式第 6 号」に改め、「提出し」の次に「、その承認を受け」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により算出した還付の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、生涯学習センター使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用料の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。

3 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 市長は、第1項の規定による申請を承認したときは、生涯学習センター使用料減免決定通知書(様式第5号)を当該申請者に交付するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第5条関係)

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する行事	10割
2 市、教育委員会その他市の機関が共催する行事	5割
3 市長が特に必要と認める場合	5割又は10割でその都度市長が定める割合

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(別紙)

様式第2号(別紙)

様式第3号(別紙)

様式第4号を様式第6号とし、様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号(別紙)

様式第5号(別紙)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

生涯学習センター使用許可申請書

射水市教育委員会あて

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者名
 電話番号

下記により、生涯学習センターを使用したいので申請します。

記

使用月日	使用部屋名	使用時間 (時間数 ㉔)	使用料 ㉓ (㉓×㉔時間)	営利目的 ㉕ (㉓×100%)
	1時間当たり 使 用 料 ㉓			
月 日		: から : まで (時間)	円	円
月 日		: から : まで (時間)	円	円
月 日		: から : まで (時間)	円	円
月 日		: から : まで (時間)	円	円
使用目的			㉓計 円	㉕計 円
使用予定人員			合計金額 (㉓計+㉕計) 円	

※ 1時間に満たない時間は切上げとなります。

年 第 号
月 月 日

生涯学習センター使用許可書

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者名
 電話番号

射水市教育委員会 印

年 月 日に申請のあった生涯学習センターの使用については、下記のとおりを許可します。

なお、使用料は前納してください。

記

使用月日	使用部屋名	使用時間 (時間数 ⑥) : から : まで (時間)	使用料 ㉔ (⑤×③時間) 円	営利目的 ㉕ (㉔×100%) 円
	1時間あたり 使 用 料 ⑤			
月 日			円	円
月 日			円	円
月 日			円	円
月 日			円	円
使用目的			㉔計 円	㉕計 円
使用予定人員			合計金額 (㉔計+㉕計) 円	

年 月 日

生涯学習センター使用変更 (取消し) 申請書

射水市教育委員会あて

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者 名
(電話番号)

年 月 日に許可のあった生涯学習センターの使用について、下記の理由により使用の (変更 ・ 取消し) を申請します。

記

【変更の場合】

変更前の使用日等及び変更後の使用日等を記入してください。

使用月日	使用部屋名	使用時間 (時間数 ㊸)	使用料 ㊿ (㊿×㊸時間)	営利目的 ㊾ (㊿×100%)
	1時間あたり 使 用 料 ㊿			
(変更前)				
月 日		: から : まで (時間)	円	円
(変更後)				
月 日		: から : まで (時間)	円	円
変更する理由				

【取消しの場合】

取消しする使用日等を記入してください。

月 日		: から : まで (時間)	円	円
取消す理由				

※添付書類 生涯学習センター使用許可書

年 月 日

生涯学習センター使用料減免申請書

射水市長あて

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者名
 電話番号

下記により、生涯学習センター使用料の減免を受けたいので申請します。

記

使用月日	使用部屋名	使用時間 (時間数 ⑥)	使用料 ㉔ (④×⑤時間)	営利目的 ㉕ (㉔×100%)
	1時間当たり 使用料 ④			
月 日		: から : まで (時間)	円	円
月 日		: から : まで (時間)	円	円
月 日		: から : まで (時間)	円	円
月 日		: から : まで (時間)	円	円
使用目的			㉔計 円	㉕計 円
使用予定人員			合計金額 (㉔計+㉕計) 円	
申請の理由			減免の割合	減免額 円

※ 1時間に満たない時間は切上げとなります。

様式第5号 (第5条関係)

生涯学習センター使用料減免決定通知書

様			第	年	月	日								
			射水市長			印								
次のとおり通知します。														
	規	定	の	減	免	す	る	決	定	使	用	料	の	額
	使	用	料	金	円	金	円	金	円	(納	付	額)
使	用	料	金	円	金	円	金	円	金	円				

年 月 日

生涯学習センター使用料還付申請書

射水市長あて

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者名
 (電話番号)

年 月 日に許可のあった生涯学習センターの使用について、下記の理由により使用料の (全部 ・ 一部) を還付されるよう申請します。

記

使用月日	使用部屋名	使用時間 (時間数 ③)	使用料 ㉔ (④×③時間)	営利目的 ㉕ (㉔×100%)
	1時間あたり 使 用 料 ㉖			
月 日		: から : まで (時間)	円	円
月 日		: から : まで (時間)	円	円
月 日		: から : まで (時間)	円	円
月 日		: から : まで (時間)	円	円
使用しなかった理由			㉔計 円	㉕計 円
備考			合計金額 (㉔計+㉕計) 円	

※添付書類 生涯学習センター使用許可書

議案第3号

射水市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

(説明)

使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、使用料の必要な見直しのため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 減免の規定を追加する。また、規定の追加に伴い、様式を追加する。

(様式4号(第5条関係)及び様式5号(第5条関係))

(2) 端数処理の規定を追加する。

2 施行期日

平成31年4月1日

射水市生涯学習センター条例施行規則(平成28年射水市教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(使用料の還付)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする使用者は、生涯学習センター使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用後の点検)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(損傷及び滅失の届出)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p><u>第9条</u> 前条の場合における第5条_____の規定の適用については、第5条(見出しを含む。)_____中「使用</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p><u>第5条</u> 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、生涯学習センター使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による使用料の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。</p> <p>3 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による申請を承認したときは、生涯学習センター使用料減免決定通知書(様式第5号)を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>3 使用料の還付を受けようとする使用者は、生涯学習センター使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(使用後の点検)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(損傷及び滅失の届出)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p><u>第10条</u> 前条の場合における第5条及び第6条の規定の適用については、第5条(見出しを含む。)及び第6条(見出しを含む。)中「使用</p>

料」とあるのは「利用料金」と、「条例第12条ただし書」とあるのは「条例第18条第6項ただし書」と、「条例第12条第1号」とあるのは「条例第18条第6項ただし書の規定により準用する条例第12条第1号」と、「条例第12条第2号」とあるのは「条例第18条第6項ただし書の規定により準用する条例第12条第2号」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第10条 前2条の場合における様式第1号から様式第4号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市教育委員会」とあり、及び「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 (略)

【別記1 参照】

様式第1号(第2条関係)

(略)

様式第2号(第3条関係)

(略)

様式第3号(第4条関係)

(略)

様式第4号(第5条関係)

(略)

料」とあるのは「利用料金」と、「条例第12条ただし書」とあるのは「条例第18条第6項ただし書」と、「条例第12条第1号」とあるのは「条例第18条第6項ただし書の規定により準用する条例第12条第1号」と、「条例第12条第2号」とあるのは「条例第18条第6項ただし書の規定により準用する条例第12条第2号」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第11条 前2条の場合における様式第1号から様式第6号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市教育委員会」とあり、及び「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 (略)

別表(第5条関係)

【別記1 参照】

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第6条関係)

【別記1】

改正後（案）

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する 行事	10割
2 市、教育委員会その他市の機関が共催する 行事	5割
3 市長が特に必要と認める場合	5割又は10割でその都度市長が定める割合

議案第 4 号

射水市新湊博物館条例施行規則の一部改正について

射水市新湊博物館条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 31 年 1 月 25 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第 3 号

射水市新湊博物館条例施行規則の一部を改正する規則

射水市新湊博物館条例施行規則（平成 17 年射水市教育委員会規則第 30 号）

の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 4 前項の規定により算出した観覧料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳（以下これらを「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けた者及びその介助者が観覧料の減免を受けようとするときは、当該身体障害者手帳等の提示をもって第 1 項及び第 2 項の手續に代える。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

減免の範囲	割合
1 小学校の児童又は中学校の生徒の引率者（教育課程に基づく教育活動として観覧する場合に限る。）	10割
2 身体障害者手帳等の交付を受けた者（条例別表に定める一般（高校生以上）の区分に該当する者に限る。）	5割
3 身体障害者手帳等の交付を受けた者の介助者（当該交付を受けた者1人につき1人に限る。）	10割

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第4号

射水市新湊博物館条例施行規則の一部改正について

(説明)

使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づく使用料の見直しに伴い、減免規定を見直すことから、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

減免の対象区分及び減免率の見直し

2 施行期日

平成31年4月1日

射水市新湊博物館条例施行規則(平成 17 年射水市教育委員会規則第 30 号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市新湊博物館条例施行規則 平成17年11月1日 教育委員会規則第30号</p> <p>(観覧料の減免)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第4条関係) 【別記1 参照】</p>	<p>○射水市新湊博物館条例施行規則 平成17年11月1日 教育委員会規則第30号</p> <p>(観覧料の減免)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定により算出した観覧料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳(以下これらを「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けた者及びその介助者が観覧料の減免を受けようとするときは、当該身体障害者手帳等の提示をもって第1項及び第2項の手續に代える。</u></p> <p>別表(第4条関係) 【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

減免の対象区分	減免率
小学校、中学校の児童又は生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。	10割

改正後（案）

減免の範囲	割合
1 小学校の児童又は中学校の生徒の引率者(教育課程に基づく教育活動として観覧する場合に限る。)	10割
2 身体障害者手帳等の交付を受けた者(条例別表に定める一般(高校生以上)の区分に該当する者に限る。)	5割
3 身体障害者手帳等の交付を受けた者の介助者(当該交付を受けた者1人につき1人に限る。)	10割

議案第5号

射水市体育施設条例施行規則の一部改正について

射水市体育施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成31年1月25日 提 出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第4号

射水市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

射水市体育施設条例施行規則（平成17年射水市教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第7号中「その他教育委員会」を「前各号に掲げるもののほか、教育委員会」に改める。

第7条第2項中「別表1」を「別表」に改め、同項ただし書中「条例第4条の2第1項に規定する」を削り、同条第4項中「第3項」を「前項」に改め、同項第1号中「別表第7項」を「別表第6項」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 別表第7項及び第8項に規定する者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳（以下これらを「身体障害者手帳等」という。）

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定による還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する行事	10割
2 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育園等が主催する大会及び当該大会に係る練習並びに行事	10割
3 射水市スポーツ少年団又はその加盟団体が主催する大会及び行事	10割
4 射水市スポーツ少年団又はその加盟団体が行う練習	5割
5 市、教育委員会その他市の機関が共催する行事	5割
6 満70歳以上の者（条例別表2第7項に規定する70歳以上の区分に該当する者を除く。）が個人使用する場合	5割
7 身体障害者手帳等の交付を受けた者（条例別表2	5割

第1項第1号及び第2号並びに第8項に規定する一般の区分並びに同表第7項に規定する16歳以上70歳未満の区分に該当する者に限る。)が個人使用する場合	
8 身体障害者手帳等の交付を受けた者の介助者(当該交付を受けた者1人につき1人に限る。)が使用する場合	10割
9 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者手帳等の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体使用する場合	5割
10 市長が特に必要と認める場合	3割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合

備考 条例別表2第1項第4号に規定する設備使用料並びに同表第7項及び第8項に規定する年間券、年間共通券及び年間利用券には適用しない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第5号

射水市体育施設条例施行規則の一部改正について

(説明)

使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づく使用料の見直しに伴い、減免規定を見直すことから、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

減免の範囲及び割合の見直し。

2 施行期日

平成31年4月1日

射水市体育施設条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第39号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(仮予約申請等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当するときは、第3項の期間以前でも仮予約することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>その他教育委員会</u> が<u>適当と認める事業</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定による使用料の減免の範囲及び割合は、<u>別表1</u>のとおりとする。ただし、各体育施設の夜間照明及び条例第4条の2第1項に規定する地区体育館に係る使用料の減免の範囲及び割合は、別に定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は当該各号に定める書類の提示をもって第1項及び第3項の手続に代える。</p> <p>(1) <u>別表第7項に規定する者</u> 年齢を確認できるもの</p> <p>(2) <u>別表第8項に規定する者</u> <u>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳</u></p>	<p>(仮予約申請等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当するときは、第3項の期間以前でも仮予約することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める事業</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定による使用料の減免の範囲及び割合は、<u>別表</u>のとおりとする。ただし、各体育施設の夜間照明及び地区体育館に係る使用料の減免の範囲及び割合は、別に定める。</p> <p>3 <u>前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は当該各号に定める書類の提示をもって第1項及び前項の手続に代える。</p> <p>(1) <u>別表第6項に規定する者</u> 年齢を確認できるもの</p> <p>(2) <u>別表第7項及び第8項に規定する者</u> <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について</u></p>

<p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>【別記1-2 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 <u>各体育施設で発行する年間券、年間共通券及び回数券により使用する場合を除く。</u></p> <p>2 <u>条例別表2第1項第4号の設備使用料は減免しない。</u></p>	<p><u>て(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳(以下これらを「身体障害者手帳等」という。)</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定による還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>【別記1-1 参照】</p> <p>備考 <u>条例別表2第1項第4号に規定する設備使用料並びに同表第7項及び第8項に規定する年間券、年間共通券及び年間利用券には適用しない。</u></p>
---	---

【別記1-1】

改正後（案）

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する行事	10割
2 市内の小中学校、中学校、幼稚園、保育園等が主催する大会及び当該大会に係る練習並びに行事	10割
3 射水市スポーツ少年団又はその加盟団体が主催する大会及び行事	10割
4 射水市スポーツ少年団又はその加盟団体が行う練習	5割
5 市、教育委員会その他市の機関が共催する行事	5割
6 満70歳以上の者(条例別表2第7項に規定する70歳以上の区分に該当する者を除く。)が個人使用する場合	5割
7 身体障害者手帳等の交付を受けた者(条例別表2第1項第1号及び第2号並びに第8項に規定する一般の区分並びに同表第7項に規定する16歳以上70歳未満の区分に該当する者に限る。)が個人使用する場合	5割
8 身体障害者手帳等の交付を受けた者の介助者(当該交付を受けた者1人につき1人に限る。)が使用する場合	10割
9 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者手帳等の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体使用する場合	5割
10 市長が特に必要と認める場合	3割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合

【別記1-2】

現行

減免の範囲	割合
1 市又は市行政委員会が主催する大会及び行事	10割
2 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育園等が主催で行う大会及び当該大会に係る練習並びに行事	10割
3 射水市スポーツ少年団又はその加盟団体の主催で行う大会及び行事	10割
4 射水市スポーツ少年団又はその加盟団体が行う練習	5割
5 市又は市行政委員会が共催する大会及び行事	5割
6 市又は市行政委員会が後援する大会及び行事	3割
7 満70歳以上の者が個人使用する場合	5割
8 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保険福祉手帳又は療育手帳制度について(昭和48年厚生省発第156号)に基づく療育手帳の交付を受けた者が個人使用する場合	5割
9 市長が特別な理由があると認める場合	3割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合

議案第 6 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 31 年 1 月 25 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第 5 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則（平成 18 年射水市教育委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号を次のように改める。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、登録団体として不相当と認めたとき。

第 7 条第 1 項ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

第 9 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する行事	10割
2 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育園等が行う 行事	10割
3 市長が特に必要と認める場合	3割から10割までの範囲で市長が定める割合

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 6 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

(説 明)

使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づく使用料の見直しに伴い、減免規定を見直すことから、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

減免の範囲及び割合の見直し

2 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則(平成18年射水市教育委員会規則第20号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(登録の取消し)</p> <p>第5条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他登録団体として、不適当と認めるとき。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 使用の許可は、申し込み順による。ただし、公共公益のため教育委員会が特に必要と認めるときはこの限り<u>ではない</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>【別記1-2 参照】</p>	<p>(登録の取消し)</p> <p>第5条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、登録団体として不適当と認めるとき。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 使用の許可は、申し込み順による。ただし、公共公益のため教育委員会が特に必要と認めるときはこの限り<u>でない</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>【別記1-1 参照】</p>

【別記1-1】

改正後（案）

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する行事	10割
2 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育園等が行う行事	10割
3 市長が特に必要と認める場合	3割から10割までの範囲で市長が定める割合

【別記1-2】

現行

減免の範囲	割合
市及び市行政委員会が主催する行事	10割
市内の小学校、中学校、幼稚園、保育園等が行う行事	10割
市長が、特別の理由があると認めるとき。	3割から10割までの範囲で市長が定める割合

議案第7号

海竜スポーツランド条例施行規則の一部改正について

海竜スポーツランド条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成31年1月25日 提 出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第6号

海竜スポーツランド条例施行規則の一部を改正する規則

海竜スポーツランド条例施行規則（平成17年射水市教育委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条中「第2条第1項及び第3項」を「前条」に改める。

第5条に次の2項を加える。

3 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 第1項の規定にかかわらず、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳（以下これらを「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けた者及びその介助者が使用料の減免を受

けようとするときは、当該身体障害者手帳等の提示をもって第1項の手續に代える。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する行事	10割
2 市、教育委員会その他市の機関が共催する行事	5割
3 教育委員会がアマチュアスポーツ団体であると認める団体が主催するアマチュアスポーツ行事	5割
4 身体障害者手帳等の交付を受けた者（条例別表個人使用料の表に規定する一般の区分に該当する者に限る。）が個人使用する場合	5割
5 身体障害者手帳等の交付を受けた者の介助者（当該交付を受けた者1人につき1人に限る。）が使用する場合	10割
6 市長が特に必要と認める場合	3割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合

備考

1 共催が単なる名義上のものは減額しない。

2 営利を目的とするものは減額し、又は免除しない。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（別紙）

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第3号 (第2条関係)

1 利用券

(表)

発行	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>						
海竜スポーツランド個人利用券							
一般	円						
注 この券は、発行当日1人1回限り有効です。							
海竜スポーツランド							

(裏)

ご 注 意	
* 利用券は、入館の際、表面を出して受付にお渡しください。	
* 高温高熱や直射日光に、当てないでください。	

(表)

発行	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>						
海竜スポーツランド個人利用券							
70歳以上の者	円						
注 この券は、発行当日1人1回限り有効です。							
海竜スポーツランド							

(裏)

ご 注 意	
* 利用券は、入館の際、表面を出して受付にお渡しください。	
* 高温高熱や直射日光に、当てないでください。	

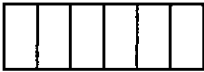
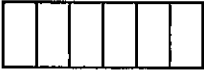
(表)

発行	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>						
海竜スポーツランド個人利用券							
小・中学生	円						
<hr/>							
注 この券は、発行当日1人1回限り有効です。							
海竜スポーツランド							

(裏)

ご 注 意	
* 利用券は、入館の際、表面を出して受付にお渡しください。	
* 高温高熱や直射日光に、当てないでください。	

2 回数券

<p>発行 </p> <p>海竜スポーツランド個人利用回数券</p> <p>一般 円</p> <p>ご購入いただきまして、大変ありがとうございました。 ご利用に際しては、裏面の注意書をお読みください。</p> <p>海竜スポーツランド</p>	<p>注意書</p> <ol style="list-style-type: none">1 ご利用の場合には、この券を1枚ずつ切り離して受付にお渡しください。2 この券の払戻し又は現金との引換えはできません。3 この券を紛失しても再発行はしません。4 この券を高温高熱や直射日光に、当てないでください。 変色する場合があります。
<p>発行 </p> <p>海竜スポーツランド個人利用回数券</p> <p>一般 円</p> <p>注 この券片は、利用当日1人1回限り有効です。</p> <p>海竜スポーツランド</p>	<p>ご注意</p> <ul style="list-style-type: none">* 利用券は、入場の際、表面を出して受付にお渡しください。* 高温高熱や直射日光に、当てないでください。

発行

--	--	--	--	--	--	--	--

海竜スポーツランド個人利用回数券

70歳以上の者 円

ご購入いただきまして、大変ありがとうございました。

ご利用に際しては、裏面の注意書をお読みください。

海竜スポーツランド

注 意 書

- 1 ご利用の場合には、この券を1枚ずつ切り離して受付にお渡しください。
- 2 この券の払戻し又は現金との引換えはできません。
- 3 この券を紛失しても再発行はしません。
- 4 この券を高温高熱や直射日光に、当てないでください。
変色する場合があります。

発行

--	--	--	--	--	--	--	--

海竜スポーツランド個人利用回数券

70歳以上の者 円

注 この券片は、利用当日1人1回限り有効です。

海竜スポーツランド

ご 注 意

- * 利用券は、入場の際、表面を出して受付にお渡しください。
- * 高温高熱や直射日光に、当てないでください。

発行

--	--	--	--	--	--	--

海竜スポーツランド個人利用回数券

小・中学生 円

ご購入いただきまして、大変ありがとうございました。
ご利用に際しては、裏面の注意書をお読みください。

海竜スポーツランド

注 意 書

- 1 ご利用の場合には、この券を1枚ずつ切り離して受付にお渡しください。
- 2 この券の払戻し又は現金との引換えはできません。
- 3 この券を紛失しても再発行はしません。
- 4 この券を高温高熱や直射日光に、当てないでください。
変色する場合があります。

発行

--	--	--	--	--	--	--

海竜スポーツランド個人利用回数券

小・中学生 円

注 この券片は、利用当日1人1回限り有効です。

海竜スポーツランド

ご 注 意

- * 利用券は、入場の際、表面を出して受付にお渡しください。
- * 高温高熱や直射日光に、当てないでください。

3 3か月利用券

(表)

海竜スポーツランド個人3か月利用券	
写 真	一 般
	氏 名 _____
	円
有効期限 まで
海竜スポーツランド	
 発行

(裏)

注 意 書
* ご購入後、受付で利用者の登録をしてください。
* 本年会員券は、他人に貸し出さないでください。
* ご利用の際は、この券を受付に提示してからご利用ください。
* この券を高温高熱に、当てないでください。 また、夏期車内に放置しないでください。変色する場合があります。
* 登録されていますので、紛失し、又は拾得した場合は、直ちに届け出てください。
海竜スポーツランド

(表)

海竜スポーツランド個人3か月利用券	
写 真	70歳以上の者
	氏 名 _____
	円
有効期限 まで
海竜スポーツランド	
 発行

(裏)

注 意 書	
<ul style="list-style-type: none">* ご購入後、受付で利用者の登録をしてください。* 本年会員券は、他人に貸し出さないでください。* ご利用の際は、この券を受付に提示してからご利用ください。* この券を高温高熱に、当てないでください。 また、夏期車内に放置しないでください。変色する場合があります。* 登録されていますので、紛失し、又は拾得した場合は、直ちに届け出てください。	
海竜スポーツランド	

(表)

海竜スポーツランド個人3か月利用券	
写 真	小・中学生
	氏 名 _____
	円
有効期限 まで
海竜スポーツランド	
 発行

(裏)

注 意 書	
<ul style="list-style-type: none">* ご購入後、受付で利用者の登録をしてください。* 本年会員券は、他人に貸し出さないでください。* ご利用の際は、この券を受付に提示してからご利用ください。* この券を高温高熱に、当てないでください。 また、夏期車内に放置しないでください。変色する場合があります。* 登録されていますので、紛失し、又は拾得した場合は、直ちに届け出てください。	
海竜スポーツランド	

4 6か月利用券

(表)

海竜スポーツランド個人6か月利用券	
写 真	一 般
	氏 名 _____
	円
有効期限 まで
海竜スポーツランド	
 発行

(裏)

注 意 書
* ご購入後、受付で利用者の登録をしてください。
* 本年会員券は、他人に貸し出さないでください。
* ご利用の際は、この券を受付に提示してからご利用ください。
* この券を高温高熱に、当てないでください。 また、夏期車内に放置しないでください。変色する場合があります。
* 登録されていますので、紛失し、又は拾得した場合は、直ちに届け出てください。
海竜スポーツランド

(表)

海竜スポーツランド個人6か月利用券	
写 真	70歳以上の者
	氏 名 _____
	円
有効期限 まで
海竜スポーツランド	
 発行

(裏)

注 意 書	
<ul style="list-style-type: none">* ご購入後、受付で利用者の登録をしてください。* 本年会員券は、他人に貸し出さないでください。* ご利用の際は、この券を受付に提示してからご利用ください。* この券を高温高熱に、当てないでください。 また、夏期車内に放置しないでください。変色する場合があります。* 登録されていますので、紛失し、又は拾得した場合は、直ちに届け出てください。	
海竜スポーツランド	

(表)

海竜スポーツランド個人6か月利用券	
写 真	小・中学生
	氏 名 _____
	円
有効期限 まで
海竜スポーツランド	
 発行

(裏)

注 意 書
* ご購入後、受付で利用者の登録をしてください。
* 本年会員券は、他人に貸し出さないでください。
* ご利用の際は、この券を受付に提示してからご利用ください。
* この券を高温高熱に、当てないでください。 また、夏期車内に放置しないでください。変色する場合があります。
* 登録されていますので、紛失し、又は拾得した場合は、直ちに届け出てください。
海竜スポーツランド

5 12か月利用券

(表)

海竜スポーツランド個人12か月利用券	
写 真	一 般
	氏 名 _____
	円
有効期限 まで
海竜スポーツランド	
 発行

(裏)

注 意 書
* ご購入後、受付で利用者の登録をしてください。
* 本年会員券は、他人に貸し出さないでください。
* ご利用の際は、この券を受付に提示してからご利用ください。
* この券を高温高熱に、当てないでください。 また、夏期車内に放置しないでください。変色する場合があります。
* 登録されていますので、紛失し、又は拾得した場合は、直ちに届け出てください。
海竜スポーツランド

(表)

海竜スポーツランド個人12か月利用券	
写 真	70歳以上の者
	氏 名 _____
	円
有効期限 まで
海竜スポーツランド	
 発行

(裏)

注 意 書	
<ul style="list-style-type: none">* ご購入後、受付で利用者の登録をしてください。* 本年会員券は、他人に貸し出さないでください。* ご利用の際は、この券を受付に提示してからご利用ください。* この券を高温高熱に、当てないでください。 また、夏期車内に放置しないでください。変色する場合があります。* 登録されていますので、紛失し、又は拾得した場合は、直ちに届け出てください。	
海竜スポーツランド	

(表)

海竜スポーツランド個人12か月利用券	
写 真	小・中学生
	氏 名 _____
	円
有効期限 まで
海竜スポーツランド	
 発行

(裏)

注 意 書	
<ul style="list-style-type: none">* ご購入後、受付で利用者の登録をしてください。* 本年会員券は、他人に貸し出さないでください。* ご利用の際は、この券を受付に提示してからご利用ください。* この券を高温高熱に、当てないでください。 また、夏期車内に放置しないでください。変色する場合があります。* 登録されていますので、紛失し、又は拾得した場合は、直ちに届け出てください。	
海竜スポーツランド	

議案第7号

海竜スポーツランド条例施行規則の一部改正について

(説明)

使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づく使用料の見直しに伴い、減免規定を見直すことから、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

減免の範囲及び割合の見直し

2 施行期日

平成31年4月1日

海竜スポーツランド条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第41号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(使用の許可)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>25メートルプールにおけるコースの専用使用は、団体(20人以上)で使用する場合のみとし、その使用時間は、1団体2時間とする。</u></p> <p>3 個人で使用する者は、利用券(様式第3号)の交付を受けることにより、<u>第1項</u>の手続に代えることができる。</p> <p>(使用許可の変更等)</p> <p>第3条 <u>第2条第1項及び第3項の規定により</u> 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の許可事項を変更又は取消しをするときは、海竜スポーツランド使用許可変更(取消)申請書兼許可書(様式第4号)を教育委員会に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 個人で使用する者は、利用券(様式第3号)の交付を受けることにより、<u>前項</u>の手続に代えることができる。</p> <p>(使用許可の変更等)</p> <p>第3条 <u>前条</u> _____ の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の許可事項を変更又は取消しをするときは、海竜スポーツランド使用許可変更(取消)申請書兼許可書(様式第4号)を教育委員会に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳(以下これらを「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けた者及びその介助者が使用料の減免を受けようとするときは、当該</u></p>

<p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>減免の範囲及び割合</p> <p>【別記1-2 参照】</p> <p>様式第3号(第2条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>身体障害者手帳等の提示をもって第1項の手続に代える。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>【別記1-1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 共催が単なる名義上のものは減額しない。</p> <p>2 営利を目的とするものは減額し、又は免除しない。</p> <p>様式第3号(第2条関係)</p>
---	--

【別記1-1】

改正後 (案)

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する行事	10割
2 市、教育委員会その他市の機関が共催する行事	5割
3 教育委員会がアマチュアスポーツ団体であると認める団体が主催するアマチュアスポーツ行事	5割
4 身体障害者手帳等の交付を受けた者(条例別表個人使用料の表に規定する一般の区分に該当する者に限る。)が個人使用する場合	5割
5 身体障害者手帳等の交付を受けた者の介助者(当該交付を受けた者1人につき1人に限る。)が使用する場合	10割
6 市長が特に必要と認める場合	3割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合

【別記1-2】

現行

減免の範囲	割合
市及び教育委員会が主催する行事	10割
教育委員会が特に必要と認める行事	10割
教育委員会がアマチュアスポーツ団体であると認める 団体が主催するアマチュアスポーツ行事	5割
国、県が主催する行事	3割
市及び教育委員会が共催し、又は後援する行事	3割
備考	
1 共催又は後援が単なる名義上のものは減額し、又は免除しない。	
2 営利を目的とするものは減額し、又は免除しない。	

平成31年 1月

射水市中学校運動部活動の方針

射水市教育委員会

1 射水市中学校運動部活動の方針（以下「運動部活動方針」という。）策定の趣旨

この運動部活動方針は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）及び「富山県運動部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）にのっとり、以下の点を重視して、各種運動部活動が最適な形で実施されることを目指すものである。

- (1) 部活動は、スポーツ等、様々な活動に興味・関心をもつ同好の生徒の自主的・自発的な参加により、各部活動の責任者（以下「顧問」という。）をはじめとした関係者の取組や指導のもと、学校教育の一環として行われること。
- (2) 部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、同じ目的をもった仲間と活動することで、望ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての役割をもつこと。
- (3) 部活動の意義を踏まえ、適切で効果的な活動が行われるように、学校全体で部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- (4) 部活動の内容や指導の在り方について必要な検討や見直し、創意工夫による改善を進めることによって、生徒のバランスの取れた成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校の運動部活動に係る活動方針の策定等

ア 校長は、運動部活動方針にのっとり、毎年度、運動部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、当該活動方針及び運動部顧問から提出された活動計画等を公表する。

なお、学校の運動部活動に係る活動方針は、毎年度、教育委員会に提出する。

イ 運動部顧問は、次の活動計画等を作成し、校長に提出する。

- (ア) 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
- (イ) 毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）
- (ウ) 毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用、外部指導者の活用を図る。

なお、部活動指導員や外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の安全確保等について、研修等を通して必要な資質の育成を図るようにする。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、適切な校務分掌となるよう留意するとと

もに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

オ 教育委員会及び校長は、教員の運動部活動への関与について、法令にのっとり、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 適切な休養日と活動時間の設定

(1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、原則として、次のとおりとし、教育計画に明記する。

ア ノ一部活動デーの実施

週に1日、原則として月曜日に実施する。

イ 週休日の部活動

土曜日、日曜日のいずれかを休養日とする。

ただし、大会等（強化練習会、強化合宿、練習試合を含む。）により、土曜日、日曜日のいずれも活動せざるを得ない場合には、翌週においてノ一部活動デーとは別に、火曜日から金曜日までのうちいずれか1日を休養日とし、放課後の部活動を行わない。

なお、大会直前の週休日については例外とし、大会後に休養日を設けることとする。

ウ 長期休業中の部活動

土曜日、日曜日ともに休養日とする。

ただし、大会等により、活動せざるを得ない場合には、翌週の月曜日から金曜日までの間において、土曜日・日曜日に部活動を実施した日数に応じて、休養日を設けることとする。

なお、大会直前の土曜日、日曜日については例外とし、大会後休養日を設けることとする。

エ 活動時間

1日の活動時間（移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。）は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 目標の大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもある実態を考慮し、運動部活動における休養日及び活動時間については、事前に活動計画等により校長の承認を得た場合は、次によることも認められるものとする。

ア 休養日については、年間で104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とすること。

イ 大会や練習試合等により、1日の活動時間が(1)エに抛り難い場合は、その後に休養日を設けるなど、生徒の学業、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮すること。

4 適切な指導の実施

(1) 適切な指導

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」にのっとり、生徒の心身の健

健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 指導上の留意事項

- (7) 生徒の人権や人格を尊重すること。
- (イ) 生徒の自主性を尊重し、状況によって誰でも入・退・転部できるようにすること。
- (ウ) 生徒の発育段階や実態（活動状況、健康状態等）を考慮して指導すること。
- (エ) 学校の教育活動全体との調和を図り、見通しをもって指導すること。
- (オ) 生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がけること。
- (カ) 勝利至上主義とならないこと。
- (キ) 運動部顧問間や外部指導者などと連携した指導体制をつくること。
- (ク) 結果だけでなく過程を大切に、生徒たちの努力を進んで賞賛すること。
- (ケ) 保護者との信頼関係を築き、理解を得ること。

(2) 運動部活動における不祥事の防止

体罰等の不祥事を防止するためには、教員一人ひとりが生徒の心身の健全な発達を担う運動部顧問として意識を高めるとともに、学校として、体罰、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止、部費の適正な管理を徹底する。

(3) 事故防止と事故への対応

ア 事故防止の基本的な考え方

活動中における事故防止を図るために、個人や個々の部活動のみで対応するのではなく、学校が組織として安全な教育環境の整備に努める。

イ 運動部活動を安全に進める上でのポイント

「安全教育」や「安全管理」を効果的に進めるために学校の教職員の研修の実施等、生徒等を含めた校内の協力体制を構築し、家庭及び地域社会と密接に連携を深めながら、「組織活動」を円滑に進める。

また、熱中症への対策については、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた地域・時間帯における屋外の運動部活動については、原則として行わないようにする。

ウ 事故防止に対する取組

(7) 連絡体制の整備

学校の管理下において事故が発生した場合に、速やかに適切な応急手当が行われるために、学校の連絡通報体制を確立する。平素から全教職員に、どのような時に、どのような対応をするかを周知し、共通理解を図る。

(イ) 事故防止のための安全点検等

学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行う。

(ウ) 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、運動部顧問は状況を把握するとともに、近くの人に協力を求める。応急手当を行うとともに、救急車を要請し、校長等の管理職へ連絡する。

管理職は、救急車への同乗、保護者への連絡等について教職員に指示し、教育委員会へ第一報を入れる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。

イ 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 外部指導者の活用

ア 運動部顧問は、研修会等に参加して自己研鑽に励むとともに、必要に応じて卒業生や地域のスポーツ指導者などの外部指導者に協力を求めるよう努める。

イ 教育委員会及び校長は、専門的な実技指導力を有する指導者等を活用し、運動部活動の活性化と指導体制の充実に努める。

(3) 地域との連携等

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、市の体育協会等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 教育委員会は、市の体育協会及び競技団体等のスポーツ関係団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

ウ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 教育委員会及び校長は、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(4) 参加する大会等の精選

ア 教育委員会は、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会の精選に努める。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

また、参加する大会に向けての合宿や遠征等の実施についても、年間あるいは月ごとの活動計画に位置付けるとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮する。

6 その他

(1) 「運動部活動方針」は、文化部の活動にも準用する。

(2) 教育委員会は、国や県の動きを注視し、必要に応じて「運動部活動方針」の見直しを図るものとする。

平成 31 年 2 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	金					
2	土	10:00	本庁舎会議室302	いみず親学びスクール(第4回)	生涯学習・スポーツ課	
3	日	9:00	アルピス小杉総合体育センター	射水市スポーツ少年団 冬季スポーツレクリエーション大会(綱引き大会)	生涯学習・スポーツ課	教育長
4	月					
5	火	15:30	本庁舎会議室302	射水市教育委員会表彰式	学校教育課	○
6	水					
7	木					
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木	10:00	本庁舎会議室401	総合教育会議	学校教育課	○
15	金					
16	土					
17	日					
18	月	13:30	本庁舎会議室401	第3回射水の築山・曳山行事調査指導委員会	生涯学習・スポーツ課	
19	火					
20	水					
21	木	10:00	本庁舎会議室401	第2回社会教育委員会議	生涯学習・スポーツ課	教育長
22	金	10:00	本庁舎会議室305	射水市スポーツ推進審議会	生涯学習・スポーツ課	教育長
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水	15:00	本庁舎会議室401	教育研究論文・教育実践記録表彰式	教育センター	教育長
28	木					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
11/30	2/24	新湊博物館	十二支展				
2/8	2/21	中央図書館	世相の一字「今年の漢字」で振り返る平成展				

平成31年3月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水					
7	木					
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木		市内中学校	卒業式	学校教育課	○
15	金		市内小学校	卒業式	学校教育課	○
		13:30	本庁舎会議室401	第1回射水市文化財審議会	生涯学習・スポーツ課	教育長
16	土					
17	日					
18	月		市内幼稚園	卒園式	学校教育課	
19	火					
20	水					
21	木					
22	金		市内幼稚園・小中学校	修了式	学校教育課	
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水	12:15	本庁舎1階エントランスホール	ハートフルコンサート(新湊南部中学校吹奏楽部)	学校教育課	
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					

展示等

自	至	場 所	展 示 名	自	至	場 所	展 示 名
3/1	4/14	新湊博物館	重要文化財修理展				